

Title	戦国時代駿河国大石寺の研究：「無縁所」と「門前」を中心に
Author	仁木, 宏 / 兒玉, 良平
Citation	人文研究. 73 卷, p.112-96.
Issue Date	2022-03-31
ISSN	0491-3329
Type	Departmental Bulletin Paper
Textversion	Publisher
Publisher	大阪市立大学大学院文学研究科
Description	水内俊雄教授授退任記念

Placed on: Osaka City University Repository

戦国時代駿河国大石寺の研究 —— 「無縁所」と「門前」を中心に ——

仁木 宏・兒玉 良平

戦国時代、駿河国を統治する今川氏から同国大石寺に与えられた文書類によって、大石寺に賦課されたどのような税（銭・労働税）が、どのような理由で免除されるかを分析して、大石寺をめぐる社会の特質を解明する。十五世紀まで大石寺は無縁であったが、十六世紀になると今川氏は、大石寺に対して公的な賦課である建物税（棟別）や労働税（諸役）を課すようになった。このころ大石寺の「門前」は都市として発展を遂げ、外部から多くの人々が移住してきて建物の数も増えていった。常設店舗が営まれ、商人が外部から商品を搬入してくる。ここで商売する人に税を課そうとしたり、新たに市庭を設けようとする者もあらわれた。逆に、「門前」の住人が寺外に交易などで出かけることもあった。こうして大石寺が富を蓄積すると、周辺の武士は税負担をもとめてきた。別の宗教勢力も大石寺・「門前」の富の収奪をはかる。多様な税賦課は大石寺と「門前」の繁栄の結果であった。今川氏は自身だけが大石寺を支配しようとして、「無縁所」であることなどを理由に税を免除した。

キーワード：戦国時代、大石寺、門前、無縁所、役

はじめに

北条氏の争奪の巷となり、大石寺にはそれぞれの権力から発給された文書が伝わっている。

駿河国富士郡上野郷内大石寺（静岡県富士宮市上条）は正応三年（一二九〇）、日蓮の弟子である日興の創建と伝える日蓮宗（法華宗）寺院である。富士山の南西麓にあり、田子の浦にそそぐ潤井川の上流右岸に位置する。駿河湾・東海道と甲斐国を結ぶ街道にもほど近い。こうした立地から、戦国時代には、駿河・今川氏、甲斐・武田氏、相模

『大石寺文書』にふくまれる文書でもっとも古いものは弘長三年（一二六三）の譲状で、以下、天正十年（一五八二）、武田氏滅亡）までの文書を四〇余通有している。これらについては、『静岡県史』¹⁾で編年順に紹介され、その後、『静岡県史』²⁾、『戦国遺文今川氏編』³⁾などでも活字化されている。それぞれに所収された文書には異同があり、読み（活字）も少し齟齬があるので、適宜、本文中で整理してゆきたい。

大石寺は、戦国時代の駿河国では屈指の日蓮宗寺院であるが、これまで全国的に注目される存在であったわけでは必ずしもない。ただ、後述するように、「無縁所」の一つとして研究の俎上に載せられることがあった。本稿では、『大石寺文書』を丁寧に読解することを通じて、第一に、大石寺が賦課された「役」とその免除のあり方に注目する。その際、「無縁所」としての大石寺の性格を可能な限り明らかにしたい。第二に、大石寺の「門前」の都市空間の特徴について分析することとする。

東海地方の一寺院である大石寺の具体的なあり方から、戦国時代、すなわち中世から近世へ社会が変動してゆく時代の一側面を説明することを旨とする。

第一章 役免除と「無縁所」

戦国時代、大石寺には棟別や諸役が賦課される可能性があったが、駿河国の国務を司る今川氏代々の当主からそうした役等を免除される特権を得ていた。本章では、どのような役等が免除されたのか。免除される理由は何だったかを示す。その上で、免除理由の一つとして示される「無縁所」の意義について明らかにし、従来の説を批判したい。

第1節 今川氏当主による役免除の経過

本節では、今川氏当主が発給した掟書類を時代順に紹介し、大石寺

表 大石寺宛に発給された今川氏当主の掟書類

No.	年	西暦	月日	文書名	役等の免除の理由	役等の賦課がなされる可能性があった場所（上段）と免除された役等の名称（下段）												引用史料	県史料	県史	遺文		
						寺家・坊中		門前						諸給主の山									
						竹木載取	棟別	諸役	籠普請	材木等入足	諸点役	大宮之役	商買諸役	四分一押立	前・草・置など	藤類敷津料	山々諸役						
1	享禄2年	1529	3月19日	寿桂尼朱印状	氏親判物		○	○	○	○	○								史料一	32	1036	461	
2	享禄5年	1532	6月20日	今川氏輝判物	氏親判物		○	○	○	○	○									33	1171	484	
3	天文3年	1534	2月27日	今川氏輝判物	無縁所、新寄進										○					史料二	34	1266	510
4	天文5年	1536	9月11日	今川義元判物	氏輝判物No.2		○	○												史料三	35	1390	555
					無縁所、新寄進										○	○	○						
5	天文11年	1542	6月12日	今川義元判物	—															史料七	38	1583	681
6	天文24年	1555	6月7日	今川義元判物	義元判物No.5		○	○	○						○					史料四	39	2279	1219
					無縁所										○		○						
7	天文24年	1555	6月7日	今川義元朱印状	新儀（不法）								○	○						史料五	40	2278	1218
8	永禄3	1560	8月17日	今川氏真判物	氏輝判物No.2 ・義元判物No.4-6			○								○				史料六	41	2814	1569
					無縁所		○?	○								○	○	○					
9	永禄3	1560	8月17日	今川氏真判物写	義元判物No.5-7									○	○					*	2815	1570	

*「引用史料」は、本文中に全文を示したものの。「県史料」は、『静岡県史料』第2輯。但し、史料No.は復刻版（臨川書店、1994年）による改訂後のもの。

「県史」は、『静岡県史』資料編7の史料No.。「遺文」は、『戦国遺文今川氏編』の史料No.。

*No.8の第1条では、棟別・四分一押立の免除の理由に「無縁所」をあげている（本文参照）

*No.9は、『大石寺文書』ではなく『国立公文書館所蔵判物証文証文写今川四』による

に対する役免除の具体的内容の推移について追究する⁽⁴⁾。

大石寺の狭義の境内にあたる「大石堂地」「坊地」⁽⁵⁾とは別に、「門前」が初めて史料に出てくるのは大永三年（一五二三）である⁽⁶⁾。大石寺近傍の在地領主の一人と推定される井出盛重が、大石寺からの「御作事」をうけ、「大石寺門前之山公事」を永く「指置」くと保障している。

「門前之山公事」とは、門前の住人が山の用益を行った際に支払う使用料であろう。大石寺自身が直接、井出氏に要請して免除は実現した。享祿二年（一五二九）以降、今川氏当主は四代にわたり、大石寺に対して朱印状や判物によって掟書類を発給した。現在、そのうち九通が確認される。これらを「表 大石寺宛てに発給された今川氏当主の掟書類」にまとめた。

大石寺やその「門前」は、これら今川氏当主の文書によって、棟別や諸役を免除された。本表は、どのような役が免除されたのか、それぞれの役を免除される根拠としてどのような理由があげられているのかを中心にとまとめた。

一連の文書のうち、最も古いのが次の史料である。

【史料一】 寿桂尼朱印状（表一）

駿河国富士郡うへ野の郷之内大石寺門前しよやくならひにむねへち
 とうの事

右、先年喬山めんきよのはんきやうをなしをかるゝところに、他所にあつけしつきやくと云々、しさい長池九郎左衛門尉親能しよ
 状まきれなきゆへ、御きめとして申うけらるゝ間、せんれいにま

かせて、もんせんむねへち、かこふしん、さいもくとうをもたす
 る人足、諸てんやくめんきよをはんぬ、竹木をきりとり、或ハ
 せつ生、或はらうせきいらんのやからあらは、はやくちうしんの
 うへ、きうめいあるへき者也、仍如件、

享祿貳年三月十九日

大石寺

寿桂尼が、夫今川氏親の死後、嫡子氏輝の後見として今川氏の国務を取り仕切っていた時期の文書である。大石寺門前に賦課される諸役・棟別等が免除されている。「諸役」として「加籠普請」⁽⁸⁾、材木等を（所定の場所まで）運ぶ人足、「諸点役」⁽⁹⁾があげられている。これらについては、氏親の免除判物が出ていたが紛失した。寺側から「御きめ」としたい旨の申請があったので、「せんれいにまかせて」保障している。

ほぼ同文（漢字表記）の今川氏輝の判物が、三年後の享祿五年（天文元年）に大石寺に与えられている（表二）。氏輝が寿桂尼に代わって国務に就いたことともなうのであろう。今川氏権力が「門前」に役等を賦課するようになり、それらを免除されるために、今川氏当主の判物等が重要であったことがわかる。

天文三年（一五三四）、同じ氏輝が大石寺に与えた次の史料（表三）の内容はこれらとは異なっていた。

【史料二】 今川氏輝判物（表三）

富士上方大石寺朝夕薪可取事

右、於諸給主之山、無違乱可為取之、依為無縁所為新寄進令領掌
 訖者、守此旨所可執行、仍如件、

天文三^甲年一月廿七日

氏輝(今川) (花押)

大石寺

大石寺(に所属する人)が、「諸給主之山」で「朝夕薪」¹⁰⁾を採取することを保障している。「給主」とは今川氏に仕える(今川氏から給分を与えられている)武士であり、そうした給主の持ち山で薪を採取することが認められたのであろう。そしてそうした特例を認める理由として、大石寺が「無縁所」であることがあげられ、特権を氏輝の「新寄進」であるとしている。この史料が、大石寺を「無縁所」とする初見史料である。¹¹⁾

次の史料にも「無縁所」が出てくる。

【史料三】 今川義元判物(表―4)

駿河国富士郡上野郷内大石寺門前諸役并棟別等之事

右、任臨濟寺殿判形旨、不可有相違、并朝夕薪可取事、於諸給主

之山、如前々無違乱可取之、篠頼敷津料之木、山之諸役等停止之、

依為無縁所為新寄進、不可準自余者也、仍如件、

天文五^丙年九月十一日

義元(今川) (花押)

大石寺

天文五年に、今川氏輝から国務を嗣いだ義元の判物である。大石寺門前の諸役・棟別などについては、氏輝の「判形」(表―2)を根拠に免除を認めている。また朝夕薪については「諸給主之山」において

は、「如前々」く採取してよいとする。さらに「篠頼敷津料之木」¹²⁾と「山之諸役等」も「停止」する。これは大石寺が「無縁所」なので「新寄進」として与えるものであり、他の寺院などとは異なる(特別な権利だ)としている。

寺院門前の諸役・棟別免除はそれほど珍しいことではないし、これは今川氏輝の「判形旨」が根拠となっている。「朝夕薪」の採取権も「如前々」くとあり、表―3(史料二)をうけたものである。この義元判物では、大石寺が負担する可能性があった「篠頼敷津料之木」や「山々諸役等」の免除が、「無縁所」としての新たな特権として今川氏当主から「新寄進」された。¹³⁾

【史料四】 今川義元判物(表―6)

駿河国富士郡上野郷之内大石寺門前諸役并棟別拾壹間之事

右、免許之旨、所頭先判也、但、棟別之員数、岩本加籠普請之四分一事、被遂訴訟間、領掌了、号雇可申付儀令停止之、并諸給主山之事、

如前々為無縁所之条、不及其役、薪草可取之、葺萱之事、是又同

前令免除者也、仍如件、

天文廿^四

六月七日

大石寺

治部大輔(今川義元) (花押)

表―4(史料三)から一九年後の判物で、基本的な構造は踏襲しているが、新しい事態に対応して発給されたものであろう。門前の棟別免除は自身の「先判」(表―4)に明確だとしつつも、「棟別之員数」を「拾壹間」とすると載せている。すなわち一一間(軒・棟)分のみ

は免除するが、一二間目からは棟別を徴収するということであろう。⁽¹⁴⁾

「岩本加籠普請之四分一」役については、大石寺から今川氏に免除の訴えがなされ、「領掌」された。⁽¹⁵⁾「加籠普請」は享祿年間に免除されていた(表―1・2)にもかかわらず、大石寺に賦課されたのはなぜであろうか。この「四分一」役を徴収する任務を与えられた今川氏の代官が、「雇」と号して徴発する、すなわち一定の対価を支払う代わりに半強制的に動員しようとする⁽¹⁶⁾ことがあり、それをやめさせたのであろう。

さらに「諸給主山」について、山の「役」を免除し、薪・草や葺萱などを採取することを許可している。そしてその根拠として、大石寺は「無縁所」だからとしている。「諸給主山」に関する大石寺の特権を認める際に、同寺が「無縁所」であるとするのは、表―3・4を踏襲している。

この表―6(史料四)と同日付で、義元は大石寺に三ヶ条からなる朱印状を与えた。

【史料五】 今川義元朱印状(表―7)

(印文「如律令」定)

- 一 雖為大宮之役、就無前々儀者不可及其沙汰之事、
(駿河国富士郡)
- 一 門前商賈之物、不可有諸役事、
- 一 於門前々市無之処、只今立之儀令停止之事
- 右条々、為新儀之条、堅所申付也、若於違犯之輩者、依注進可加

下知者也、仍如件、

天文廿四

六月七日

大石寺

一見してわかるように、表―6(史料四)と同日に発給されながら、これまで関連事項がなかった条項ばかりからなりたっている。第一条にみえる「大宮」は、駿河国一宮の富士山本宮浅間大社(富士宮市)で、今川氏の篤い信仰を集めていた。しかし、その「大宮之役」であっても、以前から支払っていることがないのであれば、沙汰しなくてよいとしている。第二条は、大石寺の門前で商賈(商売)をしている者(人)に諸役をかけるはならないとしている。第三条は門前の市庭についての箇条である。そして、右の三つの条項は、「新儀」である(由緒はない)ので今川氏として強く命令するとしている。

ここで、第一条(大宮之役)、第二条(商賈役)の役を免除する理由は、それらが「新儀」であるということである。なお、「商賈」「市」については第二章で検討する。

ところが、今川氏権力が発給した最後の諸役免除の掟書となる、永祿三年(一五六〇)の次の史料では、これまでと異なる様相が読み取れる。

【史料六】 今川氏真判物(表―8)

- 駿河国富士郡上野郷大石寺諸役免許之事
- 一 門前之内棟別拾壹間、雖然於他所役仕来者引越事、可停止之、
并四分一・押立等、号当座雇事、縦自余之不入者、雖有一返雇

之儀、彼寺之事者、為無縁所之間、永免除之事

一於諸給主山、薪秣并葺萱等、如前々、篠頼敷津料、停止諸役可
 苜取事

一寺家・坊中屋敷事、任先例不可有地頭・代官綺事、

一号竹木所望、濫截取事、縦雖為急用、為新寄進之上者、一切不
 可伐取事、

一諸勸進者不可入之事

右条々、任林際(今川氏輝)寺殿・天沢寺(今川義元)殿判形之旨、領掌之間、永不可有相
 違、若於有違背之輩者、糺明之上、重而可加下知、為無縁所之間、

所令停止諸役也、守此旨不可有修勤怠慢之状如件、

永祿參中庚午
 八月十七日

大石寺

氏真(花押)

第一条では、門前の内の棟別十一間については免除する。しかし、
 他所で役をつとめている者が門前に引越してくることを禁止している。
 また四分一・押立などの役について、「当座」の雇いも禁じている。
 他の守護不入の寺社で一度だけの雇いとして夫役を出した事例がある
 としても、大石寺は「無縁所」なので、役は免除だとしている。

第二条は、諸給主山での薪・秣などの採取許可と、篠頼敷津料など
 の役を支払わなくてよいことの保障。第三条は、寺家・坊中屋敷につ
 いて、地頭・代官の介入を排除し、急用だとしても竹木を伐採するこ
 とを禁じている。これは「新寄進」だとしている。第四条は、勸進聖
 などが勸進のために大石寺に入ることを禁じたものである。

これらの簡条は、今川義元らの「判形之旨」(表1・2・4・6)を
 尊重して安堵したものであるとし、また大石寺は「無縁所」なので諸
 役を停止するとしている。

永祿三年五月、桶狭間合戦で父義元が戦死した直後の文書であり、
 氏真への代替わりにもなう継ぎ目安堵を目的とするものであろう。
 そうしたなかでも、門前への引越の制限、当座の雇いも禁止すること
 (以上、第一条)、寺家・坊中屋敷への介入禁止や竹木伐採の禁止(第
 三条)、勸進者の立入禁止(第四条)など、新しく生じた課題への対
 処を試みている。

役等を免除する論理について。第三条での竹木「截取」の禁止は、
 たしかに「新寄進」であった。事実書(箇条書きの次の本文部分)で、
 今川義元などこれまでの今川氏権力の「判形之旨」と「無縁所」であ
 ることが並列される書き方は、表1・6(史料四)を踏襲したものであ
 る。但し、表1・6では明白であった「門前」は「先判」にもとづき、
 「山」は「無縁所」であることに拠って役等を免除するという区別は、
 本史料では不鮮明になっている。

さらに第一条では、従来、「先判」で免除されてきた門前の諸役・
 棟別などを免除する論理が、「無縁所」に置き換わっている。

表1・8(史料六)と同日付で、今川氏真是表1・9を発給した。これ
 は表1・6と表1・7を単純につなぎあわせたものである。¹⁶⁾ こちらは今川
 義元の「袖判」を根拠であると明示している。

第2節 役の増幅と免除の論理 — 「無縁所」論の限界性 —

前節では、寿桂尼、今川氏輝、同義元、同氏真という、代々の今川氏当主が大石寺宛てに発給した九通の史料をとりあげ、どのような役が、どのような理由で免除されているのかを確認した。

まず、棟別についてふりかえてみよう。ここでいう棟別は棟別銭のことで、建物一棟を「一間」と数え、その数に応じて賦課する税である。大石寺門前は一貫して棟別が賦課されるような空間であった。棟別は、当初はすべて免除であったが、表―5の段階から十一間に制限された。すなわち十二間以上については棟別を負担しなければならなくなったのである。もし、三十間(軒)の「棟」があったとすれば、十一間分は免除だが、残り十九間分は棟別を納入しなければならぬということになる。さらに表―8(史料六)になると、「他所」で役を勤めている者が大石寺門前へ引っ越してくることを禁止するようになる。今川領国内で百姓が移動することで、元の住地の役徴収者の不利益を回避し、ひいては百姓の移動の「自由」を制限してゆこうとする政策といえよう。棟別に関する史料をみる限り、こうした政策が一六世紀中葉に一気に強化されていることがわかる。

門前に賦課される「諸役」については、さまざまな種類のものが登場してくる。籠普請については、一五二九〜五五年にわたって確認されるが、表―6では、「岩本加籠普請」となっており、富士川下流の岩本地区(富士市)における堤防工事への動員と想定される。¹⁷⁾

「さいもくとうをもたする人足」は表―1・2のみにあらわれる。

今川氏権力が賦課するものとしては「四分一・押立」が表―8(史料六)に出現する。この「押立」を徴発しようとする今川氏の代官は、大石寺が諸役免除であることは認識していた。しかし、今回の徴発は「当座雇」であり、他の守護不入の寺社も「一返雇」は出しているからとして大石寺に夫役負担を強要していたようである。諸役免除の特権が侵されはじめた徴候ととらえることが可能かもしれない。

さらに表―8(史料六)では、「竹木所望」、「濫截取」が問題となっている。「所望」の主体は、「地頭・代官」で、「急用」だと称して徴発を企てていたようである。これとは別に表―7(史料五)では、富士大宮社が「大宮之役」を、商人集団などが「商買」の「諸役」を課そうとしているようである。今川氏権力だけでなく、さまざまな主体がそれぞれ役を徴発しようとする状況が生じてきている。

ここで、こうした役等の免除の理由と、大石寺の「無縁所」としての性格について論じておきたい。

「無縁所」が注目を浴びたのは、網野善彦著『無縁・公界・楽』¹⁸⁾によってである。網野の「無縁所」論の根拠は、中世全般の時代におよび、地域も全国にわたっている。その論点も多様であり、ここで簡単にまとめることはできない。網野は大石寺も「無縁所」の一つであると指摘して、様々に論じていることから、できるだけ大石寺にかかわる点に限って、「無縁所」論の特色をまとめておきたい。

網野は、①大石寺は、表―3、表―4、表―8によって諸役免許された「無縁所」であるとす。そして一般の寺院が、諸役免許を今川

氏との縁、つまり当主代々の判物で与えられている「私所」であるのとはっきり区別されるとしている。また網野は、②「無縁所」は、田畠の寄進を俗権力から受けたいとする。そして「無縁所」と同じ本質をもつとする「公界寺」の性格として、地域権力やその家中の武士が子息・兄弟を入れて住持にすることは禁じられていたとする。③芸能民、市庭、寺社門前は「無縁」の原理と深い関係を持ち、徳政免許、借錢・借米免除など、交易空間が望む特質は「無縁所」の一般的な特性である、としている。そして「無縁所」と「都市的な場」はきわめて近く、それ故、「都市的な場」に課される負担などを「無縁所」原理で免除されたと考えているようである。

では、このような網野「無縁所」論は、大石寺についての正しい分析になっているのであろうか。

『大石寺文書』には、鎌倉時代以来の多くの中世文書がふくまれている。表―1以前の文書の多くは譲状や売券であるが、文中に大石寺や寺僧は出てこない。おそらくある段階に当該地が大石寺に寄進されたため、一連の文書群が大石寺にもたらされたのであろう。その他にも、俗人間の不動産相論にかかわる文書もあり、これについても、その土地が大石寺の所有に帰したことを意味する。すなわち大石寺は、古来より俗人からの寄進地を集積するような寺院であった。

【史料七】 今川義元掟書 (表―5)

定 (花押)

一 殺生禁断之事

一 於当寺門前、甲乙人等不可狼藉事

一 寺中諸沙汰、真俗共、速可有裁許事

一 雖權門之被官人、号檀那、寺中善悪の儀綺之事

一 至于寺之郎従以下在家人等、自他非道之儀不可申懸事

一 門前不可致馬場事

一 門前江入荷物、押買不可狼藉事

一 竹木切取事

右条々、於違犯之輩者、速可処嚴科者也、仍如件、

天文拾壹年六月十二日

大石寺

全体の分析は第二章で行うこととして、ここでは第三条と第四条だけを検討しておく。

第三条では、「寺中」にかかわる「諸沙汰」については、出家・俗人いづれにかかわる案件も、大石寺が裁許するように、としている。動産・不動産の所有権をめぐる相論、相続争いなどについては、「俗」(特に今川氏につながるような有力者)がからむ場合も大石寺が裁定権をもっていることを認めている。

第四条では、「權門之被官人」(今川氏の有力家臣の被官)であっても、自分が大石寺のいづれかの「坊」の檀那であるとして、「寺中」のさまざまな問題に介入することは許さないとしている。すなわち「坊」については一定の関与は認めるとしても、大石寺本体である

「寺中」の問題は、寺家中枢部の僧侶に決定権があると保障したものである。

戦国時代の多くの寺院は、宗派にかかわらず、武家や有力百姓がその子弟を僧侶として送り込んでいた。彼らは独自の坊・院の坊主・院主となることが多く、そうした坊・院では、寺家中枢部の意向を蔑ろにする行為がしばしば確認される。また相続にあたっては、出身の家の利害が入り込み、寺家との間でトラブルになることがしばしばみられる。こうした状況に対し、大名権力は寺家方に加担し、「不法」行為を抑止する条項を禁制・掟書に盛り込んでいる。

大石寺も同様で、俗人が寺中の物権の相論や相続争いに口出しすること、「寺中」のさまざまな問題に介入することがあったのだろう。表―5（史料七）はそれを制止するために発給された。すなわち戦国時代、俗人や今川氏被官などが大石寺内部の多様な問題に介入する実態があったことがわかる。

これらのことから大石寺は、鎌倉時代から戦国時代にかけてずっと、網野の主張するような「無縁所」としての実態はなく、俗人の寄進を受け、俗人が坊主として子弟を送り込んで坊の所有権に介入し、さらに「寺中」の諸問題に介入するような、どこにもある普通の寺院だったのである。

次に、役免除の根拠としての「無縁所」の位置づけについても見ておきたい。

大石寺においては、表―6（史料四）まで「門前」諸役などの免除

については、代々の今川氏権力が発給した判物等が根拠とされるのに対し、「諸給主之山」の薪等の採取や山の役免除は「無縁所」であることが理由とされていた。「無縁所」であるから今川氏権力が「新寄進」として役免除をしたり、薪等の採取を認める、という文脈になっている。すなわち大石寺にとって最も重要であった役免除の論理として「無縁所」は出てこないのである。どの役を免除する理由として、当主の判物等が使われ、「無縁所」が使われるのか、明確に区別されていたのである。

ところが、表―8（史料六）にいたってそうした区別があいまいになった。本文（事実書）の部分だけであれば、「門前」は当主の判物等、「山」は「無縁所」というすみ分けが、すこし不鮮明に表現されているにすぎない。しかし、第一条では明らかに棟別や諸役を免除する理由として「無縁所」が指定されている。一方、同日に発給された表―9では、一一箇条すべてが先判による特権付与とされている。

すなわち今川氏真は、表―8と表―9を同日に発給することで、これまで複数の系統にわかれていた今川氏権力の掟書類を統合したのである。役の免除については、「門前」と「山」で、当主の判物と「無縁所」という区別があったのに、それを「無縁所」の論理を強調することで統合し（表―8）、他方、大石寺の空間の保護については当主の判物を根拠にする（表―9）ように整理したものといえる。

網野は、「無縁所」の論理はオールマイティなもの想定しているが、以上の分析から大石寺については、そうした「無縁所」論はかな

り不正確な議論であると結論づけることができるだろう。「無縁所」であることを理由として免除される役等の賦課される場所や種類は限定的であり、また発給主体によって変化するのである。また表15・7・9に見られる、大石寺門前の「都市的な場」の保護の論理に「無縁所」が採用されていない点にも注意が必要である。

網野「無縁所」論では、時代も地域も異なる無数の「無縁所」をすべて同じ性格のものと考えているようだが、それは無理であろう。網野は、どこかの「無縁所」で確認された性格は他の「無縁所」も保有していると（必ずしも史料にもとづくことなく）決めつけたため、「無縁所」は「肥大化」を遂げ、オールマイティなものとなってしまった。結局、網野のいう「無縁所」は、中世寺院が普遍的にもっている性格すべてを網羅するものとなったのである。

これは個々の「無縁所」が固有にもつ特色を無視し、その歴史的・地域的意義を評価しないことになった。本稿で試みたように、当該寺院の歴史的な性格について「無縁所」文言をふくまない文書もふくめて分析し、その地域的特色、権力とのかかわりなどを丹念に追究し、その寺院の全体像のなかで「無縁所」がもつ意味をさぐるべきなのである。以上、第一章では、大石寺が賦課される可能性があった棟別・諸役などのようなものがあり、今川氏当主が掟書類によって、どのような理由でそれらを免除していたかを明らかにした。大石寺は棟別や、籠普請、材木運搬、四分一・押立など、今川氏権力から賦課される諸役などを課される可能性があった。この他、在地領主や他の宗教勢力・

商業組織などからの負担を求められることもありえた。

そこで今川氏当主は掟書類を与え、大石寺への負担の軽減をはかったのであるが、背後には複雑な事情があったことが垣間見える。大石寺内部では寺家（中枢部）と、各坊やその檀那である俗人（周辺の在地領主など）との対立があった。また今川氏権力につらなる代官・地頭・給主などが様々な手段で大石寺に役等の負担を迫り、他の勢力・組織も大石寺に吸着して利益を得ようとしていた。今川氏（当主）は自らの権益を伸長させるため、大石寺の寺家（中枢部）と結びつき、棟別や役等を免除することを示す掟書類を発給したのである。

大石寺は「無縁所」であるという規定は、そうした役等を免除するための一つの論理であった。実際のところ、大石寺は「いかなる世俗の者の保護も受けない」とする正確な意味での「無縁所」ではなかった。今川氏と大石寺が協力して、周辺在地領主などの介入を排除するために活用された方便であったといえよう。¹⁹それも、最初は「山」だけが対象であったが、やがて「門前」までその論理に組み入れていったのである。

第二章 都市空間としての「門前」

第二章では、前章で棟別や諸役免除の対象としてあらわれる、大石寺の「門前」の性格について、特に交易の場としての特徴を中心に明らかにしてゆきたい。

大石寺は現在、潤井川右岸で、北から南へくだってゆく緩傾斜地に立地している。北端に奉安堂が位置し、その南に御影堂、法堂、客殿などが建ちならんでいる。御影堂前の二天門からは三門、総門に向かって参道がのびるが、その両側には多数の坊が位置している。まさに「山の寺」に典型的な景観²⁰⁾を示している。明治時代の地形図を確認すると、基本的な構造はすでにこのころにはできあがっていたようである。

現代の国土地理院の地形図によれば、南北につづく坊群の南端近くの東側で、潤井川に近いあたりに「市場」という字名が残っている。但し、こうした近現代の景観がどこまでさかのぼるのか、管見の限り、前近代の大石寺について復元研究はなされていないようである。

一方、中世の『大石寺文書』には、西坊、東坊などいくつかの坊名があらわれる。また表―8（史料六）の第三条には、「寺家・坊中屋敷事」とあり、寺家（中核部分）とは別に「坊中」に屋敷があったことがわかる。おそらくこの「寺家・坊中」の外縁部に「門前」空間が広がっていたのだろう。

史料上の「門前」の初見は、第一章の冒頭で確認したように、大永三年（一五二三）²¹⁾である。門前の住人が山の用益を行った際に支払う公事である「門前之山公事」を免除してもらっている。そして享禄二年（一五二九）、表―1（史料一）で門前の諸役・棟別等が免除された。諸役や棟別が賦課されかねないということは、一定程度安定的な家並みが形成され、富を生み出す住人の居住が確認される。免除された

諸役のなかには、材木を運ぶ人足役などが含まれていた。

「門前」の異なる相貌が明らかになるのが、表―5（史料七）である。この今川義元の掟書は、表―4と表―6の間のタイミングで与えられたものであるが、役などの免除にかかわる規定はなく、全く新しい内容の簡条がならんでいる。「寺中」にかかわる条項は、第三条と第四条である。これらについては、第一章第二節でふれた。

ここでは表―5のうち、「門前」関係の簡条をみてゆく。

第二条は、「甲乙人」（一般の人々）が門前で乱暴行為をすることを禁じている。「門前」は「寺中」と異なり、「甲乙人」が比較的自由に出入りできる空間であったのだろう。

第五条は、「寺之郎従以下在家人等」が、他より非道の儀を申し懸けられないように保障している。「在家人」が「門前」住人の基本的メンバーで、その中には「寺之郎従」の身分を有するものもいたのだろう。「他よりの非道」の具体的内容は不明であるが、すでに第一条で、「門前」空間における狼藉が禁じられていることからすれば、寺外における狼藉が念頭に置かれているのかもしれない。「国質」「所質」といった質取り行為など、商業・交易にとまらなうトラブルの可能性を指摘しておく。第六条では、馬場にしてはならない、としている。文字通り、馬に乗ることを禁止しているのだが、誰がどのような目的でどのような馬に乗ることを念頭にしているのかは不明である。²²⁾

第七条は、「門前へ入る荷物、押買狼藉すべからざること」と読む²³⁾。門前に入ってきた荷物を押買することを禁じたものである。大石寺の

外に本拠をもつ商人などが、商品となる「荷物」を門前に搬入してくるのであろう。その商品を押買してはならないとしている。すなわち、門前には交易の場があり、そこに外部から商品が持ち込まれていることが想定される。それを、今川氏につながる武士や有力な甲乙二人らが押買するような状況が想定されたのであろう。

次に、天文二十四年（一五五五）の表―6（史料四）、表―7（史料五）をみてみよう。二通の文書は同じ日に今川義元から発給された。表―6では、門前の棟別免除の「員数」を「拾壹間」と明示した。先にも触れたが、従来は免除数に制限がなく、今回、それを一一と決めたのであろう。理由は不明であるが、後代の表―8（史料六）から類推すれば、大石寺外部から門前への移住者が多く、全員棟別を免除しては今川氏にとって不利益が大きすぎる状況が生じていたのであろう。

表―7の第二条では、門前に商売を生業とする商人が暮らしており、今川氏権力や商人集団などが諸役を課することを免除していると解釈できる。²⁴⁾

第三条では、「門前には前々から市庭がないのに、只今、（市を）立てることは停止する」としている。こうした掟書の通例として、条項の内容は被発給者が地域権力側に依頼し、権力側が是としたものが載せられているはずである。とすれば、これまで門前に市庭はなかったのに、只今それを立てようとしているのは大石寺ではない。大石寺は市が立てられることを迷惑と断じているのであろう。だとすれば、市

を立てようとしているのは、周辺の在地領主などの有力者で、大石寺門前に吸着することで自らの利益を得ようとしていたと想定できよう。このような市立て禁制は類例がなく、評価はむずかしい。ただ、第二条によると門前に商人が居住しており、そこで交易がなされているようなので、追加して市が立つことが、こうした定住する商人たちにとって不利益となったのではないかと想像できる。

戦国時代、宗教都市や城下町の周縁部で市立てがなされたことは、多くの事例から確認されている。都市内部にすでに定住する商人がおり、常設店舗で交易を営んでいるとしても、彼らの人数や販売品の質量は近世都市の比ではない。三齋市・六齋市において、都市外部からやってきた商人は、そうした定住商人・常設店舗ではあつかなかった商品や貴重品などをその都市にもたらしたのであろう。市が開かれる日には、そうした多彩な商品をめざして、ふだん集まらない数の周辺住人が都市に集結する。これによって常設店舗での売り上げ増にもつながり、定住商人にも好ましい刺激となった。

しかし、市での販売品が常設店舗の商品と重なり、そちらの方が品質がよく、価格が安かったりすれば、定住商人にとって市の開設はデメリットとなる。こうしたことが地方都市の内外における市の開設を忌避する理由として考えられる。表―7で第三条が載せられた具体的な理由は不明であるが、右のような試論を示しておきたい。²⁵⁾

今川氏権力としては最後に発給した永祿三年の掟書のうちの一つである表―8（史料六）第一条では、他所で役を勤めてきた者が大石寺

門前に引越してくることを禁止している。棟別免除の員数を一一に制限しても、門前に移動してくる人々が多かったことを暗示しているのだろう。

なお、表―7の第一条では、富士大宮が大石寺に「新儀」に役を付加しようとしていたことがわかる。表―8の第四条では、「諸勧進者」が勧進目的で大石寺を訪れることが多かったことが想定される。このように別の宗教組織の課役や勧進要求がなされるということの背景には、この時代の大石寺がかなりの繁栄をとげており、その原動力は「門前」における都市空間の発展にあったことが推測できる。

すなわち、大石寺の「門前」は、大永三年（一五二三）に初めて確認され、やがて棟別や諸役の賦課対象であるような繁華な空間となった。その原動力は「門前」における定住商人の存在であり、常設店舗における交易であった。今川氏が発給した掟書類の分析からではあるが、永禄三年（一五六〇）までの三〇年余りの間に、「門前」が都市空間として急速に発達したことが想定できる。第一章で明らかにしたように、今川氏権力が次々と異なる役を大石寺に賦課しようとしたこと、在地領主や宗教勢力が大石寺に吸着して、利益を得ようとはかったことなどは、いずれも大石寺の繁栄と、それを支える「門前」の都市としての発展を示唆するといえよう。

おわりに

本稿では、東海地方の一寺院である大石寺に、今川氏当主から与えられた掟書類を分析し、どのような役等がどのような理由で免除されるかに注目することで、大石寺をとりまく社会の特質とその展開について論じてきた。

十六世紀初期までの大石寺は、周辺の在地領主の信仰をあつめ、所領を寄進される一方で、山の用益をめぐる近隣の領主と緊張関係を帯びるような存在であった。ごく普通の地方寺院の一つであった。

戦国大名としての権力伸長にともない今川氏は、大石寺に対して守護（公的な賦課）として棟別や諸役を課すようになった。実際には、掟書類でそれらを免除する姿勢を示したのであるが、本来、大石寺も守護不入であったと想定されることからすれば、今川氏が新たな介入を企てていたことはまちがいない。

同じ時期、大石寺の「門前」が発展を遂げ、寺外から多くの人々が移住してきて、棟数も増えていったようである。常設店舗で商売がなされ、寺外に本拠をもつ商人などが商品を搬入してきた。日常的に交易が行われていたようで、「商買」する人に役を課せようとする勢力（寺外の商人集団？）もあった。武士をはじめとする様々な人々が出入りしたため、狼藉行為も発生した。大石寺の意向に反し、市を立てようとする人もあったようである。逆に、在家人が寺外に交易などで出かけ、「非道之儀」に遭遇することもあったのかもしれない。

大石寺が「門前」からどのような収奪をおこなっていたかは不明であるが、「門前」の繁栄は大石寺本体の富の蓄積に結びついただろう。

寺家（中枢部）・各坊それぞれが権益を伸ばし、そのため寺家の運営や坊の相続などをめぐるトラブルも増加したのである。坊の檀那である、周辺の在地領主などの介入も生じた。今川氏権力の末端に位置する武士なども、諸役徴発の代官の地位を利用し、理由をつけては役負担をもとめてきた。富士大宮や勸進聖など、外部の宗教勢力も大石寺・「門前」の富への吸着をはかる。

こうした状況のなかで、今川氏当主が、大石寺の意をうけて役等の免除をはかる理由として持ち出してきたのが「無縁所」であった。棟別や守護役などははじめ今川氏当主の「先判」によって免除していたのに対し、大石寺周辺の武士（給主）が課した役を排除する論理として「無縁所」が登場するのである。ただ、大石寺は正確な意味で「無縁所」ではなかった。

以上、今川氏当主が十六世紀中葉に発給した掟書類をもとに、戦国時代の大石寺・「門前」とそれをとりまく権力や地域社会のあり方について考察してきた。もとより限られた史料に依拠する分析であり、推測に頼った部分も少なくない。しかし、大石寺の寺家、坊、「門前」のそれぞれを舞台に活動する多様な人々の姿、外部からそこへ吸着してくる在地領主や商人・宗教者、さらに今川氏の当主や代官らが複雑に交錯し、織りなす社会構造の一端は示すことができた。表1・8・9（永禄三年）が発給されてから八年後の永禄十一年、甲斐国武田信玄が駿河国に侵攻し、駿河の国人の多くは武田方に寝返る。西からは徳川家康に攻められ、今川氏は事実上、滅亡するのである。

大石寺の東方二キロメートルほどのところには、同じく日蓮宗の大寺である本門寺があり、やはり中世文書を残している。こうした他の日蓮宗寺院や、今川氏領国の他宗派の寺院との比較によって、本稿の分析を相対化することが必要であろう。今川氏の政策については、棟別や諸役のみならず、検地、伝馬などの研究も進んでおり、総合的な見地からの評価が求められるところである。「無縁所」については、網野善彦が構築した大系を批判的に継承するためには、本稿で行ったように、一つずつの寺院の丹念な分析を積み重ねる必要がある²⁷⁾。

筆者は最近、美濃国の中山間地域にある戦国時代の禅宗寺院で、「寺内」に多様な人が出入りし、遊興や博奕もなされ、旅宿・金融の機能もはたしたことを明らかにした²⁸⁾。ここでは「寺内」で交易が行われることまではなかったようだが、寺院が地域社会における中核として機能していることはまちがいない。

中世から近世への移行期、地域社会で寺院がはたした役割には共通するものが見られるのではないか。事例の収集を今後ともつづけてゆきたい。

【注】

- (1) 『静岡県史料』第二輯、静岡県、一九三三年。
- (2) 『静岡県史』資料編五（中世）～同資料編八（中世四）、静岡県、一九八九～九六年。
- (3) 久保田豊希・大石泰史等編『戦国遺文今川氏編』第一～四巻、東京堂出版、二〇一〇～一四年。

- (4) 今川氏当主が発給した掟書類については、富澤一弘・佐藤雄太「今川氏の制札の研究」『高崎経済大学論集』五三―四、二〇一一年）参照。今川氏権力における諸課役のあり方や免除のシステムについては有光友學「今川氏と不入権」『戦国大名今川氏の研究』吉川弘文館、一九九四年）に詳しい。有光によれば、今川氏は棟別・諸役などの免除原則をかなり厳密に打ち立てており、一つの文書のなかでも、役の種類によって免除理由が異なる事例が少なくない。以下、本稿では、こうした有光の見解を前提として分析を進める。
- (5) 「大石寺文書」『今川泰範安堵状』応永十年七月十二日付（『静岡県史』資料編六の一三二〇号文書（以下、『県史』六一―一三二〇と記す）には、「駿河国富士上方上野郷内大石堂地・同西坊地等事」とある。この他、「大石寺別当日時申状案」明徳三年七月日付（県史六一―一四九）には、「別当坊地」なども確認される。
- (6) 「井出盛重判物」大永三年九月九日付、『県史』七一―一八。
- (7) 「表」のNo.1の文書（以下、「表―1」と示す）。
- (8) 「かこふしん」は、表―2、表―6（後掲の史料四）では「加籠普請」とある。「加籠普請」については、小和田哲男の分析がある（小和田「戦国大名今川氏の四分一役」『地方史静岡』八、一九七八年。のち有光友学編『今川氏の研究』吉川弘文館、一九八四年に再録）。籠に土石を詰めて土手を築く普請のことで、堤防や城郭を構築するための夫役と想定される。
- (9) 「諸てんやく」は、表―2では「諸天役」とあるが、特定の寺社や在所を「点じて賦課する役」である「点役」と解される。「点ずる」とは指定するの意。
- (10) 「朝夕薪」は、「朝食・夕食を用意するための薪」、ないし「朝・夕（日常的な作業で）採取する薪」の意であろう。
- (11) 「給主」については、具体的には不明であるが、『大石寺文書』のなかに登場する井出氏（前掲史料注（6））などが該当するのであろう。だとすれば、以前は、大石寺自身が直接、山の領主に「御佐事」して免除してもらっていたが、今川氏が介入し、領主（武士）は「給主」であるということをも前提に、今川氏が「新寄進」として免除するという論理を編み出したといえる。その際の説明の文脈のなかで、大石寺は「無縁所」とあるという理

由が登場するのである。

- (12) 「篠頼敷津料」については不明。他の文書では、薪、秣、葺萱、草などが列挙されており、「篠」にかかわるものかもしれない。また「津料」はぶつう港や川関などを通過するものに賦課される通行料であり、ここでは山の木を切り出して搬出する際の交通税の一種かもしれない。後考を期したい。
- (13) この史料については、小和田哲男も言及している（小和田「戦国大名今川氏の棟別賦課と免除特権」『日本歴史』四三九、一九八四年。のち小和田哲男著作集一『今川氏の研究』清文堂出版、二〇〇〇年に再録）。小和田は、「門前諸役并棟別等」が免除されることを「寄進」としていると読解しているが誤りであろう。「諸役并棟別等」は「臨濟寺殿判形旨」によって免除が「相違」なく安堵されたのに対し、「篠頼敷津料之木、山々諸役等」が免除されることが「新寄進」だとしているのである。
- (14) こうした史料では、この文書をもたらした側に利益となる内容が書かれているのが普通である。しかし、後掲の表―8（史料六）第一条で、他所から大石寺に引越してくる者が多かったことが知られ、門前の住人の家屋をすべて棟別免除にすると今川氏にとって損失が大きかったから棟数制限をしたのであろう。
- (15) 「四分一」役については、小和田哲男「戦国大名今川氏の四分一役」『地方史静岡』八、一九七八年、のち小和田「今川氏の研究」前掲注（13）再録）参照。
- (16) この史料は、『国立公文書館所蔵判物証文証文写今川四』にのみ伝わる（県史七一―二八五）。写ではあるが、文言や内容に真偽を疑う要素はない。
- (17) 小和田はこの「岩本加籠普請四分一」は岩本山実相寺のことと推定している（前掲論論文注（8））が、治水工事の人足役と考えるべきであろう。
- (18) 網野「無縁・公界・楽―日本中世の自由と平和―」平凡社、一九七八年。その後、増補版を刊行したが、これには膨大な補注がつけられている。増補版は『網野善彦著作集』第十二巻（岩波書店、二〇〇七年）に収録されている。「無縁所」については、安良城盛昭をはじめ多くの研究者から批判されたが、網野は補注1―6などでそれに応じている。
- (19) 神田千里は、戦国大名は、寺院との協力関係のもと、寺院を「無縁所」

と認定することで、在地の領主や村落組織と寺院との関係を解消させることに成功したとしている（神田「中世後期の『無縁所』について」『遙かなる中世』一、一九七七年）。

(20) 仁木宏「日本中世における「山の寺」研究の意義と方法」『遺跡学研究』八、二〇一一年）。

(21) 前掲史料注（6）。

(22) 次の第七条や表一7からうかがえる交易の場としての「門前」という性格に注目するならば、「門前」で馬が売買されることがあり、馬の買いつけに来た人（主に武士）が騎乗して馬の価値をはかろうとして駆けることがあったのかもしれない。

(23) 「門前へ荷物を入れ、押買狼藉すべからざること」と読めないこともないが、それでは、門前へ商品を搬入した商人自身が押買することになり、意味が通らない。

(24) 「門前商買之物」を、「門前で商買されている物品」と解し、それへの課税（商業税・取引税など）を免除したと考えることも可能である。しかし、その場合、「不可有諸役」と記すことに違和感が生じる。「役」は基本的に人間に対して課すものであり、この場合は、門前の商人への課税とみなしてよい。

(25) 表一7の第三条には別の解釈もありえる。「門前」の「在家人」である「商買之物」が、領主である大石寺の統制を破って市立しようとしたため、今川氏権力によって掣肘を加えてもらったとみるのである。「門前」住人にそこまでの自立性は認めがたいとの判断により本文のように解釈したが、なお後考を期したい。

(26) 拙稿「都市における『場』の特質―戦国大名法からみる―」（『中世都市研究』一七、山川出版社、二〇一二年）では、大石寺「門前」に常設店舗が建ち並ぶ景観が推定され、恒常性を有する都市空間であることの意義を論じた。

(27) 長谷川幸一「宗教勢力への政策と統制」（黒田基樹編『今川義元とその時代』戦国大名の新研究一、戎光祥出版、二〇一九年）には、大石寺・本門寺以下、駿河・遠江・三河各国に「無縁所」が一〇ヶ寺超あったことが示されている。

(28) 拙稿「中近世移行期美濃国における権力と都市」（鈴木正貴・仁木宏編『天下人信長の基礎構造』高志書院、二〇一二年）。

A Study of Taiseki-ji Temple in Suruga Province during the Sengoku Period, Centering on “Muensho” and “Monzen”.

NIKI Hiroshi and KODAMA Ryohei

This study focuses on documents sent from the Imagawa family who controlled Suruga Province, to Taiseki-ji Temple. By analyzing the types of taxes (cash or labor) levied on Taiseki-ji, and which taxes were exempted and why, we can better understand the society surrounding Taiseki-ji.

Through the 15th century Taiseki-ji was not taxed, but in the 16th century the Imagawa imposed public levies on it in the form of building and labor taxes. Around this time, the community adjacent to the temple (monzen) was developing as an urban center, and with many people migrating to live there the number of buildings increased accordingly. Permanent shops were set up, and merchants brought in products from the outside. Various parties attempted to impose taxes on those doing business there and on Taiseki-ji as it accumulated wealth from commerce. The Imagawa, in an effort to assert itself as the sole authority controlling Taiseki-ji, then granted it a tax exemption by virtue of being an “unconnected place” (*muensho*, usually a sacred space lacking secular connections).

Keywords: • sengoku period • Taiseki-ji temple • space in front of the temple • unconnected place • labor taxes